

1 はじめに（子どもたちの災害に伴う補償制度について）

現在、①学校管理下での災害（死亡・けが等）に対しては、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に児童生徒全員が加入しており、②PTA活動中や学校管理下での災害には「県PTA共済制度（P災）」に96%が（一部の単Pは他の保険に）加入しています。

一方、賠償責任災害に対しては、③PTAが主催・共催する事業での災害に対して、「団体賠償責任保険」（掛け金10円×児童生徒数、追加で食バザー補償にも対応）に85%の単Pが加入していますが、④個人に賠償責任が生じる災害への備えは、あまりなされていないと思われます。

今回お勧めする、④「個人賠償責任保険」を含む「総合保障制度」は、自転車事故や誤って他人の器物を破損し賠償責任が発生した際に備える保険です。プラン選択により、けがや入院等への補償を加えることもできます。九州各県・政令市Pではかなり以前から、市Pでも一昨年度から導入しました。もちろん、加入やプランの選択は、各保護者の希望によることは申すまでもございません。

分類	保険等の名称		加入状況等
本人のけが等治療費等補償	①	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	学校で全員加入
	②	県PTA共済制度（P災）	市Pでは96%が加入
他人への損害賠償等補償	③	団体賠償責任保険（一人10円）	市Pでは85%が加入 プール開放校加入要
	④	個人賠償責任保険（含：総合保障制度）	今回ご案内（H29年度加入：2,993件）

各校PTA会長様はじめご担当の皆様には大変お世話になりますが、趣旨等をご理解の上、会員の皆様方への案内状の配付やご紹介のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 本制度の特長等

- 本制度の主たる補償は個人賠償責任補償であり、選択によりけが・入院等への補償が追加できる制度。
- 個人賠償責任災害では同居の親族全員が対象であり、しかも24時間の補償。
- 団体契約のため掛け金が割安。（今年度は15%、H30年度は3年目で20%、以後順次割安となってまいります）
- 保険金請求手続きの手間がかからない。（5万円以下のけがによる請求は電話でOK）
- 取り扱い保険会社は1社ではなく、複数社による共同保険団であり安定。

3 今後のスケジュール

- ① 2～3月 市Pから学校長・PTA会長等への説明（校長会や区P会合にて 保障制度担当からの説明も可）
 - ② 2～4月 各校運営委員会等で、進め方等の検討・確認（必要に応じ保障制度担当からの説明も可）
 - ③ 4月初旬 案内資料一式受け取り（宅配便にて：学校事務の先生方にも事前に受け取りを依頼しておく）
 - ④ 4～5月 会員への配付と紹介（各校状況に応じて、本資料等をもとに紹介。保障制度担当からの説明も可）
 - ⑤ 4/25（水） 第1次申込締切日 →5/1（火）補償開始日 →6/27（水）加入者からの保険料口座振替日
（初年度補償期間はH30. 5. 1～H31. 4. 1の11ヶ月。その後は年度毎の自動継続扱）
 - ⑥ 5/25（金） 第2次申込締切日 →6/1（金）補償開始日 →7/27（金）加入者からの保険料口座振替日
（初年度補償期間はH30. 6. 1～H31. 4. 1の10ヶ月。その後は年度毎の自動継続扱）
- ※ 以降の申込も可能。その場合は銀行振込による入金日が保険開始日となる。（補償期間に応じて金額も変動）

※ 保険内容に関するお尋ね等は直接、**保障制度担当（榊コーリン 0120-228-553）**へ

※ 保険説明DVD（約2分）を新たに作成致しました。説明会等にてご使用下さい。